

総合会計 事務所 ニュース

発行元

2011年4月 No.166

（株）総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

〒754-0014 山口市小郡高砂町8番11-201号

がんばろう！ニッポン

～原発神話の崩壊と今後を考える～

東日本大震災はマグニチュード9.0、世界の観測史上4番目の規模でした。その地震の揺れは言うに及ばず津波の破壊力の恐ろしさは日本だけでなく世界を震撼させました。さらに脅かされたのは東京電力福島第一原発の事故です。

放出された放射能の測定値からみて、国際評価尺度で大事故にあたる「レベル6」に相当し、すでに米スリーマイル島原発事故(レベル5)を上回り、局地的には、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵する土壌汚染も見つかっているという新聞報道もあります。

そこで思い出したのが、2002年にリリースされた「東京原発」という映画です。物語は、役所広司が扮する超ワンマンの東京都知事が、ある日突然「財政再建の切り札として、東京に原発を誘致する。」と幹部を招集するところから始まります。知事は言います。「原発が本当に安全なら、東京に誘致できないはずはない。すでに東京は環境破壊されているので、新たな環境問題も心配ない。送電線も要らないし、70%は海へ排出されている膨大な廃熱を利用してセントラルヒーティング化もできる。電気代も随分安くなる。こんな素晴らしいことはないじゃないか。」知事の爆弾発言に振り回されながら右往左往する幹部たち、副知事が急遽招集した原子力の専門家の東大教授が登場し、物語は佳境に入ります。しかし、知事の真意は・・・

この原発の危険性をコミカルに告発した映画に、原発推進論者と思われる「エネルギー問題に発言する会」の某氏は、「関東大震災の浜岡地区は1300ガルであり、全ての原発はこの想定に基づいて、厳密に設計され安全が確認されている。」とすかさず反論しています。しかし、このたびの震災は宮城県栗原市で2933ガルというすさまじさでした。また、この某氏は別の論文で、原子力発電は入念な「安全設計」、氏はこれを「深層防御」と論じて 極力、異常の発生を防止する。もし、異常が発生しても、異常の拡大や事故への発展を防止する。例え事故に発展しても、周辺環境への放射性物質の放出を防止することで、安全性は守られていると言い切っています。しかし、その安全神話のもろくも崩れ去りました。物事に完全と言うことはありません。原発の安全性を国際的にも見直そうとするときに、2011年3月、中国電力の社長が「上関原発1号機の運転を2018年3月に始める予定だ。」と会見した心境はどうてい理解できません。

いずれにしても、多くのエネルギー予算を原発関連予算につぎ込み、拳句の果てがこの大惨事と言うことを猛省し、この事故は天災ではなく人災だということを、多くの国民の世論と合意にしなければいけないのではないのでしょうか。

所長 金巨 功

～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にす税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

☆災害に関する主な税務上の取扱いについて

今回起きた未曾有の東日本大震災。私たちができることはほんの些細なことかもしれませんが、参考までに、税務などの取り扱いを掲載いたします。

● 取引先に対する災害見舞金等

- 被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

● 取引先に対する売掛金等の免除等

- 災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

● 取引先に対する低利又は無利息による融資

- 災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

● 自社製品等の被災者に対する提供

- 法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しない(広告宣伝費に準ずる)ものとして損金の額に算入されます。

セーフティネット保証(5号)制度の利用について

この震災で、取引先が被害に遭われ、売上高が減少した、取引先からの回収が困難になったなどの理由から資金繰りが厳しくなった、あるいは今後なることも予想される方も多いかと思えます。中小企業庁からセーフティネット保証について公表されていますので、特に下記に該当する方は、早め早めにメインバンク等にご相談されることをお勧めします。

- 最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
- 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して2.0%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して2.0%以上減少することが見込まれること。

事例 Q & A

Q .

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災された方を支援するための災害義援金は税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A .

東日本大震災の発生を受け、3 月 15 日、国税庁は「募金団体を通じた義援金等に係る税務上の確認手続きについて」を公表し、募金団体に災害義援金等を寄附する場合、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであると確認されたならば、「国等に対する寄附金」に該当するとして、税制上の優遇措置を受けられることを明らかにしました。

また、その確認手続きは簡素化されたものとなっています。

取扱いに係る詳細は、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について(事務運営指針)」でも確認できます。

災害義援金は「国等に対する寄附金」に該当

個人又は法人が支出する寄附金が「国等に対する寄附金」に該当する場合、その支出分は個人であれば寄附金控除の対象となり(所法 78)、法人であれば損金算入となります(法 37)。災害に際して募金団体に義援金等を寄附する場合も同様で、その義援金等が最終的に国・地方公共団体に拠出されるものであれば、「国等に対する寄附金」に該当します。

「国等に対する寄附金」の確認手続きの緩和

義援金等が、最終的に国・地方公共団体に拠出されるものであるか否かは、税務署の確認で判断されます。具体的には、新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、これを税務署において確認されたときは、義援金等は「国等に対する寄附金」として取り扱われます。

「国等に対する寄附金」であるかどうかの確認は、通常であれば一定の手続きの上で国税局長が確認することとなりますが、それと比べ、簡素な手続きで確認されることとなっています。

募金活動を行う方は税務署で確認を

現在、コンビニエンスストアなどの小売店等の中には、震災に係る募金の受付を行っているところも多くあります。その募金を通じた義援金等が「国等に対する寄附金」に該当するかについては、最寄りの税務署で確認を行う必要があるでしょう。

なお、日本赤十字社、報道機関等に対する義援金等については、特段の確認手続きを要することなく、「国等に対する寄附金」に該当するとされます。

税務上の取扱いについての詳細は、別紙をご参照下さい。



元気通信



今月号から元気通信になりました。元気になれる情報をお伝えしていきたいと思っています！ よろしくお願いたします。

元気なからだを守るために水分補給をしましょう！

水は、私たちのからだの半分以上を占める大切な成分です。

体内の水分の一部は汗や尿となって排出されます。新たに補給しなければ、体内の水分量はどんどん減少してしまいます。十分な水分を摂り、体内の水分量を維持することが必要です。

からだは、一日およそ2.5 前後の水分を体外に排出しています。水分補給の方法としては、「飲む」だけでなく「食べる」ことも必要です。一日3度の食事を摂れば、食品や料理に含まれる水分から約1 の水分を補給できます。個人差は多少ありますが、暑い時期や運動をしたときなどは多めに摂り、1日に1.5~2 は、飲料として飲むように心がけましょう！

心臓や腎臓の病気などで水分制限が必要な人でない限り、水分の摂り過ぎが害になることはありません。余分な水分は尿として排出されます。



デスクワークの疲れをツボ刺激で解消しましょう！

仕事の合間などにツボ刺激を行って、まめに疲れを解消しておく、一日が終わった時の疲れ方が違います。

首と肩のこり

手三里を押しながら、首を回します。



押し方

中指で押しながら、首をゆっくりと左右に5回ずつ回します。



手三里(てさんり)手の甲をうえにして、ひじを曲げたときにできるしわの端から、指3本分手首側です。